

# 南会津郡只見町における 「固定資産評価額通知書」 の取扱い変更に関するお知らせ

従来、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、只見町長が交付した「固定資産評価額通知書」を登記申請者が登記申請の添付書類として福島地方法務局田島出張所へ提出していただいていたおりましたが、電子化に伴い以下のとおり手続等が一部変更となりました。

✚只見町内の不動産（土地・建物）について、所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請をされる際に、只見町長が交付しておりました「固定資産評価額通知書」は、未評価地を除き令和3年6月30日をもって廃止されました。（未評価地については継続交付されます。）

✚「固定資産評価額通知書」に代わるものとして、「固定資産税課税明細書（納税通知書送付時に添付）」が使用できます。上記固定資産税課税明細書がない場合は、只見町長が発行する「固定資産評価証明書」又は「名寄帳の写し」等の添付が必要となります。

※「固定資産評価証明書」，「名寄帳の写し」の請求方法等につきましては、只見町役場町民生活課税務係（Tel0241-82-5110）までお問い合わせください。

※これら書類の原本の添付は不要ですが、写しの添付にご協力ください。

✚なお、只見町においては、未評価の土地についての「固定資産評価額通知書」の交付が当面の間継続されます。

※未評価の土地のついで固定資産評価額通知書は、申請書に添付する必要があります。

✚登記申請をされる際は、「固定資産税課税明細書」，「固定資産評価額証明書」，「名寄帳の写し」や未評価土地について交付される「固定資産評価額通知書」により、これまでと同様に不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

令和3年7月

福島地方法務局田島出張所

Tel0241-62-0249